

第132回決算公告

平成18年6月29日

群馬県前橋市六供町370番地

株式会社 上毛

代表取締役 麻生 正紀

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円、千円未満切捨て)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 7,916,887 | 流 動 負 債 | 3,184,129 |
| 現金及び預金 | 2,056,407 | 買掛金 | 84,389 |
| 受取手形 | 22,316 | 短期借入金 | 2,120,000 |
| 売掛金 | 59,995 | 1年以内返済予定長期借入金 | 871,996 |
| 有価証券 | 20,320 | 未払金 | 16,816 |
| 販売用不動産 | 4,484,788 | 未払費用 | 8,784 |
| 製品・商品 | 61,490 | 前受金 | 7,220 |
| 原材料 | 1,121 | 未払法人税等 | 15,185 |
| 仕掛品 | 7,902 | 前受収益 | 66 |
| 前渡金 | 420,000 | 賞与引当金 | 4,107 |
| 前払費用 | 8,933 | 預り金 | 5,521 |
| 営業出資金 | 702,087 | その他流動負債 | 50,040 |
| 未収入金 | 9,295 | 固 定 負 債 | 508,153 |
| 未収消費税 | 39,395 | 長期借入金 | 179,674 |
| 預け金 | 26,530 | 繰延税金負債 | 181 |
| その他流動資産 | 1,703 | 再評価に係る繰延税金負債 | 88,360 |
| 貸倒引当金 | 5,403 | 退職給付引当金 | 26,710 |
| 固 定 資 産 | 1,043,368 | 役員退職慰労引当金 | 116,273 |
| 有形固定資産 | 613,482 | 預り敷金 | 96,954 |
| 建物 | 426,387 | 負債合計 | 3,692,282 |
| 構築物 | 122 | 資 本 の 部 | |
| 機械装置 | 3,197 | 資 本 金 | 3,243,759 |
| 車両運搬具 | 2,476 | 資 本 剰 余 金 | 1,607,147 |
| 工具器具備品 | 4,656 | 資本準備金 | 1,607,147 |
| 土地 | 176,641 | 利 益 剰 余 金 | 288,472 |
| 無形固定資産 | 44,546 | 利益準備金 | 2,500 |
| ソフトウェア | 7,070 | 当期末処分利益 | 285,972 |
| 電話加入権 | 1,656 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 130,353 |
| 営業権 | 35,819 | 株 式 等 再 評 価 差 額 金 | 267 |
| 投資その他の資産 | 385,339 | 自 己 株 式 | 2,027 |
| 投資有価証券 | 244,045 | 資 本 合 計 | 5,267,973 |
| 長期前払費用 | 89,250 | 負 債 及 び 資 本 合 計 | 8,960,256 |
| <small>破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権</small> | 34,330 | | |
| 敷金保証金 | 51,490 | | |
| その他投資及びその他資産 | 803 | | |
| 貸倒引当金 | 34,580 | | |
| 資 産 合 計 | 8,960,256 | | |

損益計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：千円、千円未満切捨て)

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------------------|-----------|----------------|
| 経常損益の部 | | |
| 営業損益の部 | | |
| 営業収入 | | 3,838,003 |
| 営業費用 | 2,802,403 | |
| 売上原価 | | |
| 販売費及び一般管理費 | 505,374 | 3,307,778 |
| 営業利益 | | 530,225 |
| 営業外損益の部 | | |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 9,670 | |
| 事業組合投資利益 | 49,926 | |
| その他営業外収益 | 2,643 | 62,240 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 31,856 | |
| 新株発行費用 | 15,952 | |
| 支払手数料 | 14,794 | |
| その他営業外費用 | 2,954 | 65,556 |
| 経常利益 | | 526,909 |
| 特別損益の部 | | |
| 特別利益 | | |
| 貸倒引当金戻入益 | 1,386 | 1,386 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却除却損 | 861 | |
| 投資有価証券評価損 | 1,923 | |
| 減損損失 | 1,259 | |
| 過年度役員退職慰労引当金繰入額 | 93,367 | |
| たな卸資産処分損 | 3,989 | |
| その他特別損失 | 16,766 | 118,168 |
| 税引前当期純利益 | | 410,128 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,359 |
| 当期純利益 | | 405,768 |
| 前期繰越損失 | | 119,795 |
| 当期未処分利益 | | 285,972 |

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

満期保有目的債権

償却原価法(定額法)を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの…… 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は部分資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算出しております)

時価のないもの…… 総平均法による原価法

なお投資事業有限責任組合出資金につきましては、当該投資事業有限責任組合の直近の決算書の当社持分割合で評価しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品

…… 移動平均法による原価法

販売用不動産

…… 個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-------|--------|
| 建物 | 15～50年 |
| 機械装置 | 5～14年 |
| 車両運搬具 | 2～5年 |

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物(建物付属設備は除く)については定額法を採用しております。

無形固定資産・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用・・・均等償却

4. 繰延資産の処理方法

新株発行費・・・支出時に全額費用処理しております。

社債発行費・・・支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

なお当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式により、控除対象外消費税及び地方消費税は当期の費用として処理しております。

7. 匿名組合出資金のうち証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの以外のものについては、「出資金」としてあります。このうち、営業に係る出資金については「営業出資金」として流動資産の部に計上し、個別法によってあります。なお、分配された損益については営業損益に計上するとともに同額を営業出資金に加減算するにより評価しております。

(会計方針の変更)

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当期より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税引前当期純利益が931千円減少しております。なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき当該各資産の金額から直接控除しております。

2. 新株発行費

当社は、従来から新株発行費につきましては、繰延資産に計上し3年均等償却しておりましたが、事業内容が不動産事業を中心として大きく変化したことや将来における金融費用の負担の増加を考慮し、財務内容の一層の健全化を図ることを目的として、当期より支出時に全額を費用として処理する方法に変更いたしました。

この変更により、従来と同一の方法によった場合と比較して、当期において繰延資産が10,635千円減少し、営業費用が10,635千円増加し、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ10,635千円減少しております。

3. 役員退職慰労引当金

当社の役員退職慰労金は、従来支出時の費用としておりましたが、当期より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更は、内規の制定が当期に行われたこと、また、役員退職慰労引当金計上の会計償行が定着していることを考慮し、役員退職慰労金を役員の在任期間にわたって費用配分することによって、期間損益の適正化を図るために行いました。この変更により、当期発生額22,906千円は販売費及び一般管理費に、過年度分相当額93,367千円は特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益及び経常利益は22,906千円減少し、税引前当期純利益は116,273千円減少しております。

(表示方法の変更)

1. 前期において、流動資産の「その他」に含めておりました預け金(前期50千円)は、資産総額の100分の1を超えたため、「預け金」として区分掲記しております。
2. 前期まで区分掲記しておりました「出資金」は、金額的な重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。なお当期の「その他」に含まれている「出資金」は405千円であります。
3. 前期において「出資金運用利益」として表示しておりました投資事業有限責任組合の運用利益は、明瞭表示の観点から、当期より「事業組合投資利益」として表示しております。
4. 前期において、営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました支払手数料(前期2,857千円)は、当期において営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。

(追加情報)

1. 売買目的有価証券

当期より一定の資金量の範囲内で、専任担当者による有価証券の売買業務を行っております。

2. 営業出資金

当期より有限会社シルバーファーンとの間で旧商法第535条に規定する匿名組合契約を締結しております。この契約により当期は不動産賃貸収入14,080千円を計上しております。

3. 社債発行費

直近の発行である平成13年3月期の社債発行費は、商法に定める最長期間(3年)で均等償却しておりましたが、当時と比べ当社をとりまく経営環境が大きく変化し早期に財務内容の健全化を図ることが望ましいことから、当期に発行した社債の発行費2,418千円は一括償却しております。

直近と同様の会計処理(3年間均等償却)を採用した場合に比べ、当期の社債発行費償却は、1,612千円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 194,944 千円 |
| 2. 担保に供している資産 | |
| 預 金 | 51,000 千円 |
| 販売用不動産 | 1,220,057 千円 |
| 土 地 | 125,967 千円 |
| 建 物 | 8,935 千円 |
| 計 | 1,405,960 千円 |
3. 当社が匿名組合契約(ホテルマイステイズ舞浜・フレックスステイ神田)により出資する匿名組合の営業者たる有限会社(以下「借入人」という)が、金融機関(以下「貸付人」という)からノンリコース条件のローンによる資金調達 2,942,692 千円(平成 18 年 3 月 31 日残高 2,913,792 千円)を行うことに関連し、当社は貸付人であるニュー・センチュリー・ファイナンス株式会社との間に匿名組合出資のスポンサーとして損害担保契約を締結し、借入人、ホテルオペレーター、アセットマネージャー及びスポンサー並びにそれらの社員・従業員等の詐欺行為や故意・重過失による不法行為があった場合など、一定の事由により貸付人に損害等が発生した場合に、ノンリコース条件の例外として、当社は、借入人が責任財産又はそれを換価して得た対価により当該損害等を補償できなかった部分について貸付人に対し補填する補償責任を負っております。
4. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成 13 年 3 月 31 日公布法律第 19 号)に基づき事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- 再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出してあります。
- 再評価を行った日 平成 14 年 3 月 31 日
- 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 71,727 千円
5. 土地の再評価に関する法律第 7 条第 1 項の規定により純資産額より控除される額 130,353 千円
6. 商法施行規則第 124 条第 3 号に規定する純資産額 267 千円

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1 株当り当期純利益 | 11 円 80 銭 |
| 2. 減損損失 | 1,259 千円 |
| 車両運搬具 | 832 千円 |
| 工具器具備品 | 427 千円 |
- (経緯)
- 取扱商品の価額や加工賃の下落が著しく、部門損益の回復の見込みがないため減損損失を認識いたしました。
- (グルーピングの方法)
- 原則として事業部ごとに、また繊維関連事業部については、各営業所ごとにグルーピングを実施しております。
- (回収可能価額の算定方法等)
- 回収可能価額の算定にあたっては、正味売却価額を使用しておりますが、時価の算定にあたっては、車両運搬具及び工具器具備品ともに老朽化が著しく時価を算定することが困難であるため、時価は零(0 円)としております。